
国有地サポート・地域ボランティア Q&A

近畿財務局 管財部 第4統括国有財産管理官

【質問事項】

- 1 国有地サポート・地域ボランティアとは何ですか
- 2 国サポの目的は何ですか
- 3 国サポの類似事例はありますか
- 4 申込方法は
- 5 実施団体になるために必要な資格や経験はありますか
- 6 未成年者だけでも実施団体になれますか
- 7 活動内容は決まっていますか
- 8 活動頻度は決まっていますか
- 9 報酬や必要経費の支給はありますか
- 10 怪我や他人に損害を与えた場合はどうなりますか
- 11 実施団体が活動を停止する（国と締結した協定を解除したい）場合の対応は
- 12 活動内容や代表者を変更したい場合はどうしたらよいですか
- 13 国から活動に必要な物品は支給されますか
- 14 活動中に回収したゴミや刈草はどうしたらよいですか
- 15 活動状況が良くない場合、国が実施団体と締結した協定を解除することはありますか
- 16 国が対象国有地を処分等する場合、国が実施団体と締結した協定を解除することはありますか
- 17 協定解除時、実施団体において原状回復を行う必要はありますか
- 18 サインボードは、国が設置するのですか
- 19 緑化を行う際に使用してはいけない植物、種子はありますか
- 20 緑化を家庭菜園で行うことは可能ですか
- 21 除草剤による除草は可能ですか
- 22 国サポ活動を実施団体のHP等に投稿しても良いですか

No.	項 目
1	<p>Q 「国有地サポート・地域ボランティア」（以下「国サポ」という。）とは何ですか</p> <p>A 地域住民、企業、その他団体等（以下「実施団体」という。）に、財務（支）局、沖縄総合事務局、財務事務所及び出張所（以下「財務局等」という。）が管理している未利用国有地等（以下「国有地」という。）の巡回、除草、草花による緑化等のサポート活動を行っていただくものです。</p>
2	<p>Q 国サポの目的は何ですか</p> <p>A 実施団体と国が協働して、国サポを行うことを通じて、地域にふさわしい環境整備を行うことを目的としています。</p> <p>実施団体は、社会貢献や地域コミュニティの構築を図ることができます。</p> <p>国も国有財産を介した地域との連携や、国有地や財務局等をもっと身近に感じてもらえるようになるとともに、国有地の管理費用削減の効果も期待しています。</p>
3	<p>Q 国サポの類似事例はありますか</p> <p>A 国土交通省が道路の維持管理費の削減を図ることを目的に実施している「ボランティア・サポート・プログラム」（平成12年度～）があります。</p> <p>全国で2,264団体が活動しています（令和4年4月現在）。</p> <p>活動内容は、清掃、除草、植栽管理等です。</p>
4	<p>Q 申込方法は</p> <p>A 実施団体において、活動を行いたい対象国有地と活動内容を検討し、「国有地サポート・地域ボランティア申込書」（第1号様式）と「国サポ活動計画書」（第2号様式）を提出してください。</p> <p>その後、実施団体と国の協議が整いましたら、「国有地サポート・地域ボランティア協定書」（第3号様式）を取り交わします。</p>
5	<p>Q 実施団体になるために必要な資格や経験はありますか</p> <p>A 個人、自治会、学校、企業、その他各種団体などが実施団体になることができ、必要な資格や経験はありません。</p> <p>ただし、政治団体、宗教団体、反社会的勢力は、実施団体になることができません。</p>
6	<p>Q 未成年者だけでも実施団体になれますか</p> <p>A 実施団体の代表者は成人でなければなりません（未成年者だけで実施団体になることはできません）。</p> <p>また、安全確保の観点から、活動時には原則1名以上の成人の参加が必要です。</p>
7	<p>Q 活動内容は決まっていますか</p> <p>A 国有地の巡回、除草、草花による緑化、清掃などですが、実施団体の意向（申し込み内容）を踏まえ、実施団体と国が調整し、決めることとなります。</p>
8	<p>Q 活動頻度は決まっていますか</p> <p>A 実施団体の意向（申し込み内容）を踏まえ、実施団体と国が調整し、決めることとなります。</p>
9	<p>Q 報酬や必要経費の支給はありますか</p> <p>A 報酬や必要経費の支給はありません。</p>

	<p>交通費、ボランティア保険料、通信費（mail 送受信時のパケット料金や郵便料金）等の費用においても、実施団体にご負担をしていただきます。</p>
10	<p>Q 怪我や他人に損害を与えた場合はどうなりますか</p> <p>A 活動は活動者本人（実施団体）の責任において実施していただくため、活動者本人（実施団体）において対応いただくこととなります。活動中の万一の事故等に備えて、活動前にボランティア保険に加入いただくことが必要となります。</p> <p>また、活動において生じた事故等の対応は実施団体が行うことをはじめ、一切の責任は実施団体が負うこととなります。</p>
11	<p>Q 実施団体が活動を停止する（国と締結した協定を解除したい）場合の対応は</p> <p>A 国と締結した協定はいつでも解除ができます。実施団体が、活動を停止するときは、「国サポ解消届」（第5号様式）を国に提出してください。</p> <p>なお、再度活動を行う場合は、改めて申し込み（No.4）を行ってください。</p>
12	<p>Q 活動内容や代表者を変更したい場合はどうしたらよいですか</p> <p>A 「国サポ変更届」（第6号様式）を国に提出してください。</p>
13	<p>Q 国から活動に必要な物品は支給されますか</p> <p>A 軍手やゴミ袋など、活動に必要な消耗品を国が支給することは可能ですので、ご相談ください（ただし、国から支給する消耗品は、国が必要と認めるものに限ります）。</p> <p>なお、国が支給した消耗品の返還は原則不要です。</p>
14	<p>Q 活動中に回収したゴミや刈草はどうしたらよいですか</p> <p>A 実施団体において、地域行政機関（市町村など）のゴミ分別方法や回収ルールに従って、排出していただきます。</p> <p>回収不可能なゴミがある場合は、国において対応しますので、国に連絡してください。</p>
15	<p>Q 活動状況が良くない場合、国が実施団体と締結した協定を解除することはありますか</p> <p>A 実施団体の活動状況が活動計画と相違するときや実施団体としてふさわしくないと認められるときは、国が協定を解除する場合があります。詳しくは「国有地サポート・地域ボランティア協定書」（第3号様式）をご覧ください。</p>
16	<p>Q 国が対象国有地を処分等する場合、国が実施団体と締結した協定を解除することはありますか</p> <p>A 国が対象国有地を処分等するときなどに、国が実施団体と締結した協定を解除する場合があります（国は2か月以上の予告期間を設け、実施団体に解除の通知をした場合、又は予告を行わない場合でも実施団体が承諾した場合は、協定を解除できます）。</p> <p>また、協定の解除により実施団体に生じる損害について、国は補償しません。</p> <p>詳しくは「国有地サポート・地域ボランティア協定書」（第3号様式）をご覧ください。</p>
17	<p>Q 協定解除時、実施団体において原状回復を行う必要はありますか</p> <p>A 原則、国の指定する期日までに実施団体において原状回復を行っていただく必要があります。</p>

18	<p>Q サインボードは、国が設置するのですか</p> <p>A 原則、国が設置しますので、ご相談ください。</p>
19	<p>Q 緑化を行う際に使用してはいけない植物、種子はありますか</p> <p>A 条例等で規制されている植物、種子は使用できません。 例：オオキンケイギク、ナルトサワギク、アレチウリ、オオフサモ など</p>
20	<p>Q 緑化を家庭菜園で行うことは可能ですか</p> <p>A 家庭菜園による緑化はできません。</p>
21	<p>Q 除草剤による除草は可能ですか</p> <p>A 除草剤の使用は可能です。 土壌汚染対策法に定める特定有害物質を含有しない除草剤の使用をお願いします。 除草剤を使用する場合はどういった除草剤を使用するか、事前にご相談いただく必要があります。 また、実施団体において、近隣住民等への周知などを含め適切な対応をお願いいたします。</p>
22	<p>Q 国サポ活動を実施団体のHP等に投稿しても良いですか。</p> <p>A 国サポ活動を実施団体のHP等に投稿することは差し支えありません。ただし、実施団体の責任において、個人情報取り扱いに留意し、適切に行ってください。</p>